

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和 5 年度）

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

事業者名 東京都交通局
代表者名（役職名及び氏名） 局長 久我 英男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
日暮里・舎人ライナー 330形（3 次車）	12編成更新（令和 4 ～ 6 年度）	計画のとおり実施済み

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
	取組計画書に記載なし	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
「サービス介助士」資格の取得促進	駅係員や乗務員等の「サービス介助士」資格取得を支援する。	乗務員 6 名が取得した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
	取組計画書に記載なし	

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客研修の実施	駅係員等を対象として、高齢者や障害のあるお客様への接客に関する研修を実施する。	計画の通り実施済み
「サービス介助士」資格の取得促進	駅係員や乗務員等の「サービス介助士」資格取得を支援する。	乗務員6名が取得した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内サインの掲示	エレベーター、優先席等において、高齢者、障害のあるお客様等の優先利用に関する案内サインを掲示する。	計画のとおり実施済み
車内放送等での呼び掛け	車内放送等で、優先席の適正な利用に関する呼び掛けを随時実施する。	計画のとおり実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・都営交通モニター調査により、施設・車両・接客等に対する意見聴取を実施した。
・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を局内で共有するとともに、取組の改善に活用した。

(3) 報告書の公表方法

URL: https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/safety/initiatives_for_facilitation.html

(4) その他

特になし

Ⅱ．軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通軌道(その他)	33 編成 33 (両)	33 編成 33 (両)	33 編成	0 編成	0 編成	33 編成	33 編成
案内軌条式	20 編成 100 (両)	20 編成 100 (両)	20 編成	0 編成	0 編成	20 編成	20 編成
(合計)	53 編成 133 (両)	53 編成 133 (両)	53 編成	0 編成	0 編成	53 編成	53 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第5号様式)

- 注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。
2. 「特急等車両」とは、軌道法施行規則第21条第2項で第2号に規定する料金を適用する車両として運用される比率が多い車両とする。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第5項及び第7項の基準に適合している編成
5. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
6. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。